

【重要なお知らせ】(2024 年 11 月)郵便料金改定に伴う手数料の見直し、解約手数料の内容変更及び 再生可能エネルギー発電促進賦課金の適用月の記載内容修正について

いつも新日本エネルギーをご愛顧いただき、誠にありがとうございます。 この度、当社サービスにおきまして一部見直しをさせていただくこととなりました。 見直しの内容は以下の通りとなりますので、ご確認ください。

1. 郵便料金改定に伴う当社サービス手数料の見直しについて 2024 年 10 月 1 日に実施されます郵便料金の改定に伴い、当社サービスにおける一部手数料の見直し をさせていただくこととなりました。改訂内容は以下の通りとなりますので、ご確認ください。

(1) 変更内容

<対象プラン・エリア> 全プラン・沖縄エリアを除く全エリア

<手数料改定日、適用時期>

- (ア)(イ)(ウ): 2024 年 11 月 1 日 (2024 年 12 月度電気料金 (11 月検針日から 12 月の検針日前日までの使用量)より適用)
- (エ) : 2024年12月1日

<改定内容>

(ア) 電気料金とご使用量のお知らせ

現行:200円/月+消費税 → 改定後:230円/月+消費税

(イ) 請求書発行手数料

現行:200円/月+消費税 → 改定後:230円/月+消費税

(ウ) 払込用紙発行手数料

現行:300円/月+消費税 → 改定後:330円/月+消費税

(エ) 払込用紙再発行手数料

現行:278円/回+消費税 → 改定後:305円/回+消費税

(2) 電気需給約款の変更

サービス内容の一部変更に伴い、2024年11月1日より電気需給約款を下記の通り変更いたします。(下線部が変更部分です。)

項目	変更前	変更後
別表 1	(1) お客さまが電気料金および電気ご	(1) お客さまが電気料金および電気ご
帳票発行	使用量の明細の郵送を希望した場合、次	使用量の明細の郵送を希望した場合、次
手数料	に定める手数料を要します。	に定める手数料を要します。
	200 円+消費税	<u>230 円</u> +消費税
	(2) お客さまが電気料金その他請求額	(2) お客さまが電気料金その他請求額
	に係る請求書等の発行を希望した場合、	に係る請求書等の発行を希望した場合、
	次に定める手数料を要します。	次に定める手数料を要します。
	200 円+消費税	<u>230 円</u> +消費税
	(3) お客さまが電気料金その他請求額	(3) お客さまが電気料金その他請求額
	に係る払込用紙の発行を希望した場合、	に係る払込用紙の発行を希望した場合、
	次に定める手数料を要します。	次に定める手数料を要します。
	300 円+消費税	330 円+消費税

(3) 重要事項説明書の変更

サービス内容の一部変更に伴い、2024年11月1日より重要事項説明書を下記の通り変更いたします。(下線部が変更部分です。)

項目	変更前	変更後
お申し込	・当社との電気需給契約の締結を希望	・当社との電気需給契約の締結を希望
み方法	される場合は、当社ホームページまた	される場合は、当社ホームページまた
	は所定のお申込みによりお申込みいた	は所定のお申込み <u>方法</u> によりお申込み
	だけます。	いただけます。
事務手数	初回事務手数料:無料	初回事務手数料:無料
料	電気料金とご使用量のお知らせ(圧着は	電気料金とご使用量のお知らせ(圧着は
	がき):220 円/月	がき): <u>253 円</u> /月
	請求書発行手数料:220円/月	請求書発行手数料: 253円/月
	払込用紙発行手数料:330円/月	払込用紙発行手数料: <u>363 円</u> /月
延滞通知	延滞通知手数料:220円	なし
手数料		
料金の支	・販売代理事業者を通じて、お申込みい	・販売代理事業者を通じて、お申込みい
払方法・	ただいたお客さまは、当社が電気料金そ	ただいたお客さまは、当社が電気料金そ
支払期日	の他の債務に係る債権を販売代理店事	の他の債務に係る債権を販売代理店事
	業者に譲渡することをあらかじめ承諾	業者に譲渡する場合があることをあら
	していただきます。	かじめ承諾していただきます。
その他	・一般送配電事業者の指示や災害の発生	・一般送配電事業者の指示や災害の発生
	時により電気の供給を中止または制限	時により電気の供給を中止または制限
	する場合があります。これら、当社の責	する場合があります。これら、当社の責
	めによらずに電気の供給を中止または	めによらずに電気の供給を中止または

	制限する場合、当社は原則料金の減額は	制限する場合、当社は原則として料金の
	行わず、損害賠償責任を負わないものと	減額は行わず、損害賠償責任を負わない
	いたします。	ものといたします。
	・契約締結後書面については郵送、また	・契約締結後書面については郵送、また
	は電子メール等当社が適当と判断する	は電子メール等 (マイページを含みま
	方法によりお知らせいたします。	<u>す)</u> 当社が適当と判断する方法によりお
		知らせいたします。
クーリン	・クーリング・オフは、その旨の発信時	・クーリング・オフは、その旨の発信時
グオフ制	に効力が生じますので必ず郵便(簡易書	に効力が生じますので必ず郵便(簡易書
度	留)、お電話、または電磁的記録にて当社	留等)、お電話、または電磁的記録にて当
	までご連絡ください。	社までご連絡ください。

2. 解約手数料の変更について

サービス内容の一部変更に伴い、2024 年 11 月 1 日より電気需給約款(別表 料金表)と重要事項説明書を下記の通り変更いたします。(下線部が変更部分です。)

(1) 変更内容

<対象プラン・エリア> 低圧の全プラン・沖縄エリアを除く全エリア

<手数料改定日>

2024年11月1日 (2024年12月度電気料金 (11月検針日から12月の検針日前日までの使用量) より適用)

(2) 電気需給約款 (別表 料金表)

电八曲相对外 (为女 有业女)		
項目	変更前	変更後
4.解約手数	4.解約手数料	4.解約 <u>金</u>
料	(1)お客さまが更新月(供給開始月(電	(1)更新月(供給開始月(電気需給契約
	気需給契約が更新された場合は更新さ	が更新された場合は更新された月)か
	れた月) から起算して 36 ヶ月目とその	ら起算して 36 ヶ月目とその翌月を指
	翌月を指すものとします。)を除き、契	すものとします。) を除き、契約期間に
	約期間において電気需給契約の解約を	おいて電気需給契約 <u>が終了</u> する場合
	希望する場合は、次に定める解約手数	は、次に定める解約金を要します。
	料を要します。	9,000 円
	9,000 円 + 消費税	
	(2)電気需給契約の変更または解約が	(2)電気需給契約の変更または解約が
	次による場合、解約手数料は返金いた	次による場合、解約金を返金または免
	します。	<u>除</u> いたします。
	イ 建替により解約する場合で、建替	イ 建替により解約する場合で、建替

後も当社との電気需給契約を継続する 場合

- より解約する場合で、転居後も当社と の電気需給契約を継続する場合
- より解約する場合
- ニ その他お客さまの責めに帰さない 事由で解約する場合

ハ 当社の供給する地域外への転居に │ ハ 当社の供給する地域外への転居に

| 後も当社との電気需給契約を継続する 場合

- ロ 当社の供給する地域内での転居に ロ 当社の供給する地域内での転居に より解約する場合で、転居後も当社と の電気需給契約を継続する場合
 - より解約する場合
 - ニ 電気需給契約の解約がお客さまの 希望によらない場合(但し、2024年10 月 31 日以前に当社に対して電気需給 契約の申込みをしたお客さまに限りま す)

ホ その他お客さまの責めに帰さない 事由で解約する場合

(3)その他当社が定めるところにより、 | 解約金を返金することがあります。

(3)その他当社が定めるところにより、 解約手数料を返金することがありま

(3) 重要事項説明書

項目	変更前	変更後
解約·変更手	・更新月 (供給開始月 (電気需給契約が	・更新月 (供給開始月 (電気需給契約が
続き及びそ	更新された場合は更新された月)から	更新された場合は更新された月)から
れに係る料	起算して36ヶ月目とその翌月)を除	起算して36ヶ月目とその翌月)を除
金	き、契約期間内に解約した場合は解約	き、契約期間内に解約した場合は解約
	金が発生します。	金が発生します。
	解約手数料 9,900 円	解約金 9,000円

- 3. 再生可能エネルギー発電促進賦課金の適用月の記載内容の修正 再生可能エネルギー発電促進賦課金の適用月につきまして一部誤りがございましたので修正いたしま す。
- 変更内容

<対象プラン・エリア> 全プラン・沖縄エリアを除く全エリア

<変更について>

電気需給約款(別表 料金表)別表 1 再生可能エネルギー発電促進賦課金(2)再生可能エネル ギー発電促進賦課金単価の適用(4)再生可能エネルギー発電促進賦課金についての特別措置、に おける適用月において変更。

対象プラン:全プラン		
項目	変更前	変更後
別表	(2) 再生可能エネルギー発電促進賦課	(2) 再生可能エネルギー発電促進賦課
1	金単価の適用	金単価の適用
再生可能エ		
ネルギー発	(1)に定める再生可能エネルギー発電促	(1)に定める再生可能エネルギー発電促
電促進賦課	進賦課金単価は、当該再生可能エネルギ	進賦課金単価は、当該再生可能エネルギ
金	ー発電促進賦課金単価に係る納付金単	ー発電促進賦課金単価に係る納付金単
	価を定める告示がなされた年の5月の検	価を定める告示がなされた年の4月の検
	針日から翌年の5月の検針日の前日まで	針日から翌年の4月の検針日の前日まで
	の期間に使用される電気に適用いたし	の期間に使用される電気に適用いたし
	ます。	ます。
	(4) 再生可能エネルギー発電促進賦課	(4) 再生可能エネルギー発電促進賦課
	金についての特別措置	金についての特別措置
	お客さまからの申出の直後の5月の検針	お客さまからの申出の直後の4月の検針
	日から翌年の5月の検針日(お客さまの	日から翌年の4月の検針日(お客さまの
	事業所が再生可能エネルギー特別措置	事業所が再生可能エネルギー特別措置
	法第 37 条第 5 項または第 6 項の規定に	法第37条第5項または第6項の規定に
	より認定を取り消された場合は、その直	より認定を取り消された場合は、その直
	後の検針日といたします。)の前日まで	後の検針日といたします。)の前日まで
	の期間に当該事業所で使用される電気	の期間に当該事業所で使用される電気
	に係る再生可能エネルギー発電促進賦	に係る再生可能エネルギー発電促進賦
	課金は、(3)によって再生可能エネルギ	課金は、(3)によって再生可能エネルギ
	ー発電促進賦課金として算定された金	ー発電促進賦課金として算定された金
	額から、再生可能エネルギー特別措置法	額から、再生可能エネルギー特別措置法
	第 37 条第 3 項第 1 号によって算定され	第 37 条第 3 項第 1 号によって算定され
	た金額に再生可能エネルギー特別措置	た金額に再生可能エネルギー特別措置
	法第 37 条第 3 項第 2 号に規定する政令	法第37条第3項第2号に規定する政令
	で定める割合として電気事業者による	で定める割合として電気事業者による
	再生可能エネルギー電気の調達に関す	再生可能エネルギー電気の調達に関す
	る特別措置法施行令に定める割合を乗	る特別措置法施行令に定める割合を乗
	じてえた金額(以下「減免額」といいま	じてえた金額(以下「減免額」といいま
	す。)を差し引いたものといたします。	す。)を差し引いたものといたします。

以上、ご不明点等ございましたら、下記カスタマーセンターまでご連絡くださいませ。 カスタマーセンター: 03-6774-2722 (平日 10:00~18:00) 今後もサービスの向上に努めてまいりますので、変わらぬご愛顧をお願い申し上げます。